

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

臼杵市長 西岡 隆

市町村名 (市町村コード)	臼杵市 (44206)	
地域名 (地域内農業集落名)	都松地区 (池原、菅無田、生野原、新生、若山、花原、芝尾、桐木、持田、赤迫、筒井)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月21日 (第2回)	

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・10年後農業を続けている人は少なくなっている、後継者がいない農家が多いので、将来荒れる農地が増えると思われる
- ・今は遊休農地はないが、大きく耕作している農業者が高齢で、後継者もいないので心配
- ・他地域から入ってきた人に苦しめられた経験があるので、地元の人に耕作してもらいたい
- ・条件のいい農地は残していけると思うが、条件の悪い農地はほ場や農道の整備が必要
- ・後継者以外の作り手にはお願いをして作ってもらっていて、対価（賃料、物納）を求めるのは難しい
- ・空いた畑はたくさんあるが何を作ればいいのかわからない
- ・天水頼りで水が足りない
- ・農機具が高い、農業の収益だけでは購入できない
- ・どこも獣害があるが、サルが最近ひどい

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・基盤整備を行い、条件の良いほ場を整え、地区外からも担い手を呼び込めるようにする
- ・集落営農組織の立ち上げ、農機具の共同利用の検討
- ・農地の貸し借りにあたっては地区の決まり事（農地の管理の方法）を作り、借り手にはそれを守ってもらうようにする
- ・えごま、黒ニンニクに続く農産物加工品の開発

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	114.35 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	114.35 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
地域外から、幅広い担い手への農地集積を検討する。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
担い手の経営意向や、地権者の貸出意思を把握しながら、農地中間管理機構の活用を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
担い手、地権者のニーズを踏まえ、農用地の大区画化・施設整備に向けた取り組みを検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外の農業者が経営しやすい環境を整える。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①未整備の地域への防護柵の設置、昔設置した柵は弱いため再整備を検討し、被害防止対策の構築に取り組む。